

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の失効期限を平成27年4月1日(現行平成23年4月1日)以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日まで延長する。

(2) 施行期日は、公布日とする。